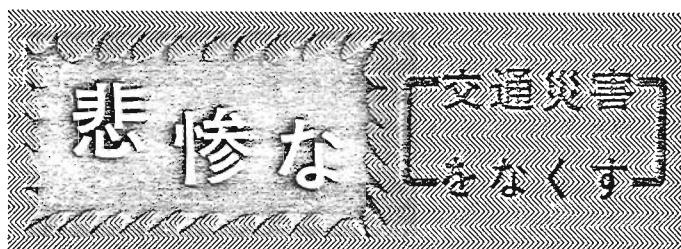


表1 区内交通事故・死傷者数の推移 (指致 昭和44年=100)

区分	人身事故件数 指致	死 傷 者 敷 指致		負 傷 者 敷 指致
		件数	指致	
昭和44年	2,017件	100	20人	100
45	1,637	81	19	2,074
46	1,621	80	13	2,107
47	1,242	62	13	1,560
48	1,038	51	7	1,288

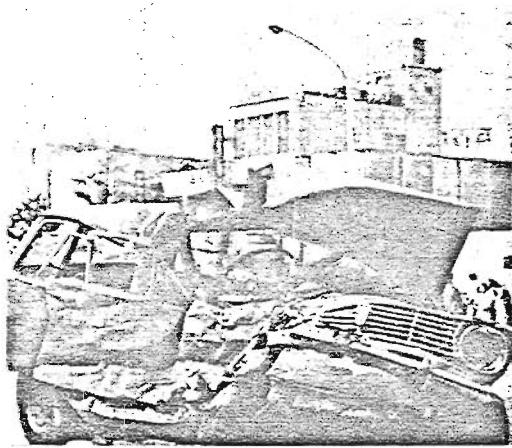


区の交通安全計画

区では、悲惨な交通災害をなくすことを目的として、総合的な交通安全対策を推進するため、昭和53年度までの5か年の交通安全のための総合的施策を、国や都の関係機関と協議を重ね、とりまとめたものです。この計画の要旨は、つぎのとおりです。

決まる

総合的な安全対策の推進



一交通事故で無残にもおしつぶされた車

過去5か年の区内交通事故の推移は、表1のとおりです。事故件数は、昭和44年以降、減少傾向が定着し、死傷者数についても減少しています。詳細は、図1のとおりです。

交通災害の状況

過去5か年の区内交通事故の推進

歩行者事故の内容は、図2をご覧ください。幼児学童の事故124件の内訳は、幼児76件、小学生42件中学生6件で、とくに幼児の事故が圧倒的に多くなっています。

計画の目標

この計画は、生命の尊重、人間優先の立場から、区民の日常生活の安全を守ることを基調としています。事故件数は、昭和44年以降、減少傾向が定着化され、とくに死亡事故の絶滅と事故発生の減少に努力すること」を最重点とし、区民を守ること」を最重点とし、区民

施策の重点

目標を達成するため、次の施策に重点をおこすことにしています。
①人車分離を推進し、交通安全施設の充実を図る。
②道路の機能に応じた各種の規制を推進する。また、駐車違反や悪質な違反の取締まりを強化する。
③運転者教育の充実、運転管理の改善をはかる。

④幼児と児童の安全教育は、発育段階に応じた指導を積極的に行い、社会教育の場でも安全意識の高揚をはかる。
⑤交通事故に対する救急体制を強化し、被害者に対する用賃業務・教済制度の充実をはかる。
⑥路切道の、立体交差化、構造改良、保安設備の整備をはかる。

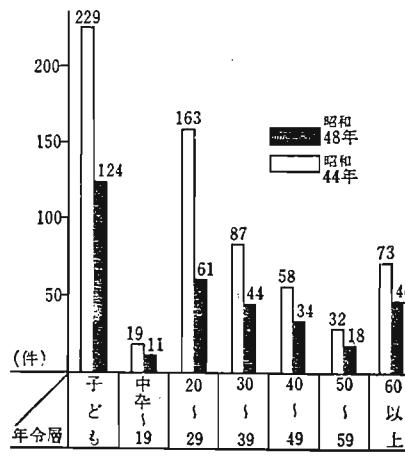
⑦自動車公害防止のため、自動車排出ガス測定、騒音測定を行う。
⑧交通安全教育
区内の交通事故は、表1のとおり減り傾向にありますが、子どもと高齢者の事故は依然として多いのが実情です。事故防止に対しては、「学校等における安全教育」に

「地域社会における安全教育」に分け、その対策を当てる。
⑨学校等では、子どもの心身の発達段階に応じて一貫性のある教育を行い、新入園児、児童生徒につれては、交通規制・通学路の徹底実地訓練の指導を行う。
⑩安全教育の指導体制の確立に努め、教材の充実をはかる。
⑪地域社会においては、春秋の交通安全運動、各種講習会などを通じて、安全意識の普及と運動の実践化をはめる。

⑫道路の整備に応じて交通規制を

不運にして交通事故にあわれたた

図2 年齢別歩行者事故



よりよい成績をあげるためにには、区民の皆さまの自覚と積極的参加が必要です。

交通事故をなくし、明るく住みよい環境をつくるため、皆さまの

一層のご理解と協力をお願いし

「計画」は、5年間の各事項別施策について、次のように定めています。
①道路と整備
▼歩道の設置・横断歩道の改善。
▼歩行者の安全をはかるとともに散歩・憩いの場としての緑陰道路をつくる。
▼歩道の設置・横断歩道の改善。
▼幹線道路や生活道路を整備する。
▼歩行者の安全をはかるとともに散歩・憩いの場としての緑陰道路をつくる。

▼幹線道路や生活道路を整備するため公園・児童遊園の整備と駄菓子屋の復活をすめる。

②交通規制
▼幹線道路について、バス専用

優先レーンの設定など、公共交通の優先をはかる。

▼生活道路について、歩道ガードレールの許容により、人車の分離をはかる。

▼道路の実情に応じて交通規制を

不運にして交通事故にあわれたた

まですめる。

③道路利用の適正化をはかるため

▼道路の実情に応じて交通規制を

不運にして交通事故にあわれたた

まですめる。

④道路の実情に応じて交通規制を

不運にして交通事故にあわれたた

まですめる。

⑤道路の実情に応じて交通規制を

不運にして交通事故にあわれたた

まですめる。

⑥道路の実情に応じて交通規制を

不運にして交通事故にあわれたた

まですめる。

⑦道路の実情に応じて交通規制を

不運にして交通事故にあわれたた

まですめる。

⑧道路の実情に応じて交通規制を

不運にして交通事故にあわれたた

まですめる。

⑨道路の実情に応じて交通規制を

不運にして交通事故にあわれたた

まですめる。

⑩道路の実情に応じて交通規制を

不運にして交通事故にあわれたた

まですめる。

⑪道路の実情に応じて交通規制を

不運にして交通事故にあわれたた

まですめる。

⑫道路の実情に応じて交通規制を

不運にして交通事故にあわれたた

まですめる。

⑬道路の実情に応じて交通規制を

不運にして交通事故にあわれたた

まですめる。

⑭道路の実情に応じて交通規制を

不運にして交通事故にあわれたた

まですめる。

⑮道路の実情に応じて交通規制を

不運にして交通事故にあわれたた

まですめる。

⑯道路の実情に応じて交通規制を

不運にして交通事故にあわれたた

まですめる。

⑰道路の実情に応じて交通規制を

不運にして交通事故にあわれたた

まですめる。

⑱道路の実情に応じて交通規制を

不運にして交通事故にあわれたた

まですめる。

⑲道路の実情に応じて交通規制を

不運にして交通事故にあわれたた

まですめる。

⑳道路の実情に応じて交通規制を

不運にして交通事故にあわれたた

まですめる。

㉑道路の実情に応じて交通規制を

不運にして交通事故にあわれたた

まですめる。

㉒道路の実情に応じて交通規制を

不運にして交通事故にあわれたた

まですめる。

㉓道路の実情に応じて交通規制を

不運にして交通事故にあわれたた

まですめる。

㉔道路の実情に応じて交通規制を

不運にして交通事故にあわれたた

まですめる。

㉕道路の実情に応じて交通規制を

不運にして交通事故にあわれたた

まですめる。

㉖道路の実情に応じて交通規制を

不運にして交通事故にあわれたた

まですめる。

㉗道路の実情に応じて交通規制を

不運にして交通事故にあわれたた

まですめる。

㉘道路の実情に応じて交通規制を

不運にして交通事故にあわれたた

まですめる。

㉙道路の実情に応じて交通規制を

不運にして交通事故にあわれたた

まですめる。

㉚道路の実情に応じて交通規制を

不運にして交通事故にあわれたた

まですめる。

㉛道路の実情に応じて交通規制を

不運にして交通事故にあわれたた

まですめる。

㉜道路の実情に応じて交通規制を

不運にして交通事故にあわれたた

まですめる。

㉝道路の実情に応じて交通規制を

不運にして交通事故にあわれたた

まですめる。

㉞道路の実情に応じて交通規制を

不運にして交通事故にあわれたた

まですめる。

㉟道路の実情に応じて交通規制を

不運にして交通事故にあわれたた

まですめる。

毎月10日と25日の一回発行です

今年も春の交通安全運動が、5月12日から21日までの10日間全国的に展開されます。
今回は、この春、おとしょり、身体のこ不自由な方および自転車利用者の事故防止に、新たに「轍車の事故防止を重点に加え運動が実施されます。

第312号



あのみち

そのみち
一歩一歩で

春の交通安全運動

5月12日～21日

(3) 昭和50年4月25日

運転者講習会のお知らせ

月 日(曜)	場 所
4月30日(水)	大塚台小学校
5月 2日(金)	駒込 //
//	高南 //
6日(火)	高鴨 //
//	池袋第一 //
//	椎名町 //
7日(水)	朝日 //
//	池袋第二 //
8日(木)	清和 //
//	池袋第三 //
//	千川 //
9日(金)	大明 //
//	雑司谷 //
10日(土)	文成 //
//	要町 //

◎時間：各回とも6時30分から8時30分まで

◎内容：映画、講習

注 スリッパを持参して下さい

（3）スローガン

「このへんだけ」とびだすな
あのみち そのみち こうさてん
△歩行者向け 手をかてう
△運転者向け 急ぐほど 減ら
△燃料増す危険 ゆっくり
△経済速度40キロ
△交通事故をなくすため、つぎの
ようなことを必ず守るよう習慣づ
けましょう。
△お母さんへ
「どうだ、とびだしきしない習
慣をつけさせましょう。一つ一つ
を体験させながら、とびだしが危
険なことを教えてください。
△おとしょりの方へ
おとしょりの方が、広い道路を

一人で渡るのは危険です。まわり
の人に声をかけ、いっしょに渡って
もらおうようにしましょう。

△自転車も交通ルールを守ろう
△二人乗りをやめましょう
△自転車に乗るときも、歩く人や
ドライバーなど、まわりの人の立
場を尊重することが大切です。自
分勝手な乗り方をしていると、み
んなにめいわくをかけるだけでな
く、いつかは、自分がけがをする
ことになりかねません。

また「自転車歩道通行可」と
ころでは、歩行者に注意しながら
歩道を通行するようにしましょう
△オートバイの交通事故をなくそ
う——二輪車使用者の皆さんに
△ヘルメットをかぶりましょう。
△オートバイの場合、頭のケガは

致命傷になります。近距離を走る
場合でも必ずヘルメットをかぶ
りましょう。

△自転車も交通ルールを守ろう
△二人乗りをやめましょう
△自転車に乗るときも、歩く人や
ドライバーなど、まわりの人の立
場を尊重することが大切です。自
分勝手な乗り方をしていると、み
んなにめいわくをかけるだけでな
く、いつかは、自分がけがをする
ことになりかねません。

また「自転車歩道通行可」と
ころでは、歩行者に注意しながら
歩道を通行するようにしましょう
△オートバイの交通事故をなくそ
う——二輪車使用者の皆さんに
△ヘルメットをかぶりましょう。
△オートバイの場合、頭のケガは

△主要道路は、終日車両通行がで
きます。

△規制該当地区は、南大塚二丁目全域

△規制の内容

①規制実施期日：昭和50年4月3
日から（すでに実施中）
②規制該当地区：駒込一丁目全域

△一部の道路については、一方通
行になります。

△規制実施期日：昭和50年5月13
日から（予定）
②規制該当道路：南大塚二丁目都営住宅周辺道路

△規制内容：12～13時（毎日）車
両通行禁止……以上についての
お問い合わせ先：東京警察署交
通課 交通係 918-053-1
（内線二二一）までどうぞ。

△規制実施期日：昭和50年5月13
日から（予定）
②規制該当道路：南大塚二丁目36
番先周辺道路

△規制実施期日：昭和50年5月11
日から（予定）
②規制該当地区：高田児童館通り

△規制内容：12～13時（毎日）車
両通行禁止……以上についての
お問い合わせ先：東京警察署交
通課 交通係 918-053-1
（内線三三三）までどうぞ。

△規制実施期日：昭和50年5月13
日から（予定）
②規制該当地区：南池袋二丁目21
番先から南池袋二丁目20番先

△規制内容：12～13時（毎日）車
両通行禁止……以上についての
お問い合わせ先：東京警察署交
通課 交通係 918-053-1
（内線二二一）までどうぞ。

△規制実施期日：昭和50年5月13
日から（予定）
②規制該当地区：南池袋公園通り

△規制内容：12～13時（日曜・休
日を除く）車両通行禁止

安全で住みよい環境づくりに

交通規制を

毎月10日と25日

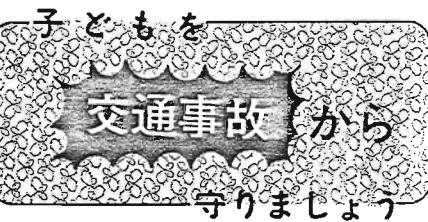
毎月10日と25日

規制内容：12時～13時（毎日）
車両通行禁止

規制区域：高田二丁目23～
19先から高田三丁目25～7先
日を除く）車両通行禁止

規制内容：12～13時（日曜・休
日を除く）車両通行禁止

規制区域：南池袋公園通り



ドライバーの皆さん
是非あなたも受講を！

区内の交通事故については、近年減少傾向が定着化していますが、そのなかで、子どもの事故だけはなかなか減らないのが実情です。春になって気温が暖かくなり、日が長くなると、子どもの事故は急に増えだします。子どもを交通事故から守るために、次のようなことに注意いたしましょう。

△幼児をお持ちのお母さんへ——
○一人歩きができるようになつた一歳児や二歳児をお持ちのお母さんは、子どもから絶対に田を離さないようにしましょう。

△新入学（園）児童（園児）をお持ちのお母さんへ
○近所のお母さんにも声をかけ、子どもと一緒に通学（園）路道や歩道橋を渡ってください。

特に洗濯や家事をするときには玄関や木戸口に鍵をかけたりして子どもが一人で外に出られないようにしておくことが大切です。
○子どもを連れて外出するときは必ず子どもの手を握って、車の通らない側を歩かせましょう。
道路を渡るときは、必ず横断歩道や歩道橋を渡ってください。
△ドライバーの皆さんへ
○裏通りは子どもの道路（生活道路）です。混雑を避けたり近道をしたりするために、裏通りを

では、どうしたら一番安全かといふことを、子どもといっしょに考えてみましょう。

○忘れ物を取りに帰るのは、事故のものです。忘れ物をさせないようにしましょう。

○朝になって、しかつたりすると危ない所なので、「歩行者は、道幅を狭めてはいけない」という意味です。

「車（自転車も）は、いったん止まって、安全を確かめなさい」という意味です。

通り抜けるのはやめましょう。

○小学生や幼稚園のまわりは、ほとんどスクールゾーンになっており、通学時間帯（特に登校時間帯）には、車の通行禁止区域が多くなっています。

また、スピード制限や駐車禁止などの規制も、ほかの所より厳しくなっています。

どれをとっても、子どもの安全通学のために大切な規制ばかりですので、必ず守ってください。

手をかそう
、 ちっちゃん子どもと
おとしょり

青少年の健全な成長を願う

『育成運動基本方針決まる』。

青少年問題協議会では、このはと昭和50年度の『青少年育成運動基本方針』を決めました。この基本方針は、青少年たちが社会の主要メンバーであるということを再認識し、私たちおとなと青少年がともによりよい地域社会をつくろうという考えたつて作成されたものです。

50年度の目標は次のとおりです

六・住民の連帯による明るい地域社会づくり

青少年をとりまく社会環境を浄化し、明るい健やかな地域社会をつくりあげるために、地域が主導する諸活動に青少年もおとなもともに参画し、互いの理解に基づく連帯感を育てる必要があります。とにかく青少年の非行化、交通事故防止に積極的に地域住民が関係することにより、地域の連帯感が強化されるのです。

☆…健康で明るい

対話のある家庭づくり
青少年の育成に大きな影響力をもつのは家庭であり、明るい規律ある家庭をつくることが、その基本であるといえます。

そのためには、親がみずから範を示し、時代のうつりかわりとともに変化することの考え方に対応できる感覚を整え、親子間のあるべき姿を常に考えることが必要。

そして大切のことのできない「親と子の話し合い」や家庭のしつけについては、青少年の健全育成のための共通課題として、地域において十分検討し、健全な家庭づくりを地域ぐるみで促進するということです。

六・青少年団体活動への援助と参加促進

青少年が参加意識と次代のない手として、自覚を身につけることができる団体活動を援助するとともに学習・文化活動・スポーツ

△助成金の申請期限

51年3月31日までです。

△助成額

・大使館一個について二千円
・浄化槽取りこわし一個について二千円

△個人

・おおよびレクリエーション活動のためのグループ化をすすめ、またこの参加の呼びかけを行います。

△団体活動に対する自主的

これらの団体活動に対し、自主的

△お問い合わせ先は土木部の管理課(同291-1)へ

お問い合わせは土木部の管理

△具体的策をすすめています。今

度もさらに区民みなさんと一緒に青少年の健かな成長を願い、明るい地域社会をつくりましょう。

保健所カレンダー

5月

(受付時間) 午前—9:00~10:30
午後—1:00~2:30

事 業 名	曜 日	災 旗 日	
		池袋保健所 (987)417120	長崎保健所 (957)119180
一般成人健康相談	毎週水曜日	午前 (火曜日は月曜日のみ)	12、19、26 午前
療育相談	月	12、26	午後
乳幼児健康診査 (4か月児)	火	6、13、20 午後 (50年1月生まれの方)	6、13日 午後 (はがき通知者のみ)
3歳児健康診査	火	27 午前・午後 (47年4月生まれの方)	20、27 午後 (はがき通知者のみ)
栄養教室		6、13、20、27 (火)	6、13、20、26 午後
成人病相談		毎週水曜日	午後 (予約者のみ)
ツベルクリン反応検査		6、13、20 (火)	午後
母子健康相談	水		14、28 午前
産婦健康診査	木	8、15、22 午後	8、15日 午後 (はがき通知者のみ)
乳児検査	木	8、15、22 午後	8、15日 午後 (はがき通知者のみ)
結核予防接種 (BCG)		8、15、22 (木)	午前
3歳児心理相談	木	29 日	午前・午後
3歳児歯科健康診査	木	29 日	午前・午後 22、29 日 午後
一般歯科衛生相談	木	毎週	午前
精神衛生相談	金	23 日	午後 9 日 午後
貧血学級	金		9 三 午後
育児学級	金		23 三 午後
母視学級		2、9、16、23 (火) 午後 1:00~4:00	7、14、21、28 (火) 午後

III愛の献血にご協力をIII

毎月第2金曜日には池袋保健所で献血ができます。
★赤ちゃんと生まれたら「出生通知票」を必ず保健所に……

◆ 区民O・L大会		◆ 5月の弓道教室		◆ 各種講習会への		◆ 公益事業	
◆ 区民O・L大会	5月11日 (日) 小雨決行 ところへ高坂 (東上線)	◆ 5月の弓道教室	とき…5月3日 (祝)・18日 (日) おはる 毎週水曜日 8時。第二回・四回は5時まで	◆ 各種講習会への	申込期間	4月30日 5月30日	5月4日 5月31日
申込み…5月11日 (日) 小雨決行	申込み…5月3日 (祝) おはる 毎週水曜日 8時。第二回・四回は5時まで	申込み…5月18日 (日) おはる 毎週水曜日 8時。第二回・四回は5時まで	申込み…5月30日	申込期間	4月26日 (4回分)	5月1日 (1回)	5月4日 (1回)
定員…一般区民の女子 15名	定員…高校生以上の区民 30名	定員…高校生以上の区民 30名	定員…一般区民の女子 15名	定員…一般区民の女子 15名	料金…500円	料金…500円	料金…500円
費用…五百円 (テキスト・用具)	申込料…500円	申込料…500円	申込料…500円				
申込み…4月26日から先着順に区内アーチェリー協会 (三井ビル) 1階 (小沼または吉川達) 受付	申込料…500円	申込料…500円	申込料…500円				
料金…500円	料金…500円	料金…500円	料金…500円	料金…500円	料金…500円	料金…500円	料金…500円
備考…5月1日 (祝) はがき通知者のみ	備考…5月1日 (祝) はがき通知者のみ	備考…5月1日 (祝) はがき通知者のみ	備考…5月1日 (祝) はがき通知者のみ				
◆ 花火大会	5月4日 (火) おはる 毎週水曜日 8時。第二回・四回は5時まで	◆ 花火大会	5月4日 (火) おはる 毎週水曜日 8時。第二回・四回は5時まで	◆ 花火大会	5月4日 (火) おはる 毎週水曜日 8時。第二回・四回は5時まで	◆ 花火大会	5月4日 (火) おはる 毎週水曜日 8時。第二回・四回は5時まで
申込み…5月3日 (祝) おはる 每週水曜日 8時。第二回・四回は5時まで	申込み…5月3日 (祝) おはる 每週水曜日 8時。第二回・四回は5時まで	申込み…5月3日 (祝) おはる 每週水曜日 8時。第二回・四回は5時まで	申込み…5月3日 (祝) おはる 每週水曜日 8時。第二回・四回は5時まで				
定員…50名	定員…50名	定員…50名	定員…50名	定員…50名	料金…500円	料金…500円	料金…500円
費用…五百円	費用…五百円	費用…五百円	費用…五百円	費用…五百円	申込料…500円	申込料…500円	申込料…500円
備考…5月1日 (祝) はがき通知者のみ	備考…5月1日 (祝) はがき通知者のみ	備考…5月1日 (祝) はがき通知者のみ	備考…5月1日 (祝) はがき通知者のみ				
◆ 動物園	5月4日 (火) おはる 毎週水曜日 8時。第二回・四回は5時まで	◆ 動物園	5月4日 (火) おはる 毎週水曜日 8時。第二回・四回は5時まで	◆ 動物園	5月4日 (火) おはる 每週水曜日 8時。第二回・四回は5時まで	◆ 動物園	5月4日 (火) おはる 毎週水曜日 8時。第二回・四回は5時まで
申込み…5月3日 (祝) おはる 每週水曜日 8時。第二回・四回は5時まで	申込み…5月3日 (祝) おはる 每週水曜日 8時。第二回・四回は5時まで	申込み…5月3日 (祝) おはる 每週水曜日 8時。第二回・四回は5時まで	申込み…5月3日 (祝) おはる 每週水曜日 8時。第二回・四回は5時まで				
定員…50名	定員…50名	定員…50名	定員…50名	定員…50名	料金…500円	料金…500円	料金…500円
費用…五百円	費用…五百円	費用…五百円	費用…五百円	費用…五百円	申込料…500円	申込料…500円	申込料…500円
備考…5月1日 (祝) はがき通知者のみ	備考…5月1日 (祝) はがき通知者のみ	備考…5月1日 (祝) はがき通知者のみ	備考…5月1日 (祝) はがき通知者のみ				
◆ 動物園	5月4日 (火) おはる 每週水曜日 8時。第二回・四回は5時まで	◆ 動物園	5月4日 (火) おはる 每週水曜日 8時。第二回・四回は5時まで	◆ 動物園	5月4日 (火) おはる 每週水曜日 8時。第二回・四回は5時まで	◆ 動物園	5月4日 (火) おはる 每週水曜日 8時。第二回・四回は5時まで
申込み…5月3日 (祝) おはる 每週水曜日 8時。第二回・四回は5時まで	申込み…5月3日 (祝) おはる 每週水曜日 8時。第二回・四回は5時まで	申込み…5月3日 (祝) おはる 每週水曜日 8時。第二回・四回は5時まで	申込み…5月3日 (祝) おはる 每週水曜日 8時。第二回・四回は5時まで				
定員…50名	定員…50名	定員…50名	定員…50名	定員…50名	料金…500円	料金…500円	料金…500円
費用…五百円	費用…五百円	費用…五百円	費用…五百円	費用…五百円	申込料…500円	申込料…500円	申込料…500円
備考…5月1日 (祝) はがき通知者のみ	備考…5月1日 (祝) はがき通知者のみ	備考…5月1日 (祝) はがき通知者のみ	備考…5月1日 (祝) はがき通知者のみ				
◆ 動物園	5月4日 (火) おはる 每週水曜日 8時。第二回・四回は5時まで	◆ 動物園	5月4日 (火) おはる 每週水曜日 8時。第二回・四回は5時まで	◆ 動物園	5月4日 (火) おはる 每週水曜日 8時。第二回・四回は5時まで	◆ 動物園	5月4日 (火) おはる 每週水曜日 8時。第二回・四回は5時まで
申込み…5月3日 (祝) おはる 每週水曜日 8時。第二回・四回は5時まで	申込み…5月3日 (